

## 参考資料①

### 諏訪市教育委員会告示第 3 号

#### 諏訪市文化センター運営検討委員会設置要綱

##### (設置)

第 1 条 諏訪市文化センターの管理運営に関して、関係者から意見を聴取するため、諏訪市文化センター運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 諏訪市文化センターの施設管理に関する事項
- (2) 諏訪市文化センターの運営に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

##### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術関係者
- (3) 園児又は児童生徒の保護者
- (4) 市内高等学校の生徒
- (5) 教育関係者
- (6) まちづくり関係者
- (7) 公募による市民
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

##### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

##### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理をする。

##### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。